

高知県造林事業実施基準の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">高知県造林事業実施基準</p> <p>[省略]</p> <p>1 事業の内容</p> <p>(1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、低質林等における前生樹の伐倒、除去を行う事業とする。</p> <p>(2)～(11) [省略]</p> <p><u>(12) 防火林帯整備</u> <u>防火林帯の整備を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積を行う事業とする。</u></p> <p><u>(13) 緩衝林帯整備</u> <u>野生鳥獣被害対策として、緩衝林帯の整備のために行う不用木（侵入竹を含む。）の除去を行う事業とする。</u></p> <p>(14)～(15) [省略]</p> <p>(16) 付帯施設（鳥獣害防止施設等） 原則、植栽（人工造林及び樹下植栽）に付帯する施設として行う事業とする。 ただし、鳥獣害防止ネットについては、生育を目的とする樹種が当該森林又は近隣の森林において鹿の食害等が見受けられ、放置することにより甚大な被害が予想される場合は、下刈り・除伐・間伐等に付帯する施設として実施できるものとする。 <u>また、一体的に実施した施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれに起因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧（維持管理に係るものを除く）については対象とする。</u></p> <p>(17) 付帯施設等整備（荒廃竹林整備） 周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、(1)、(2)、(4)から(10)又は(13)のいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が一体的に実施する施業に係る事業量を超えないものとする。</p> <p>(18) 森林作業道（森林作業道とは主に高性能林業機械等の林業用機械が通行可能な簡易な施設をいう。以下「森林作業道」という。）の開設及び改良 (1)から(15)の事業を行うために必要な森林作業道は、高知県森林作業道作設指針に定めるものとする。 [省略]</p>	<p style="text-align: center;">高知県造林事業実施基準</p> <p>[省略]</p> <p>1 事業の内容</p> <p>(1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽を含む。）、低質林等における前生樹の伐倒、除去を行う事業とする。</p> <p>(2)～(11) [省略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(12)～(13) [省略]</p> <p>(14) 付帯施設（鳥獣害防止施設等） 原則、植栽（再造林及び樹下植栽）に付帯する施設として行う事業とする。 ただし、鳥獣害防止ネットについては、生育を目的とする樹種が当該森林又は近隣の森林において鹿の食害等が見受けられ、放置することにより甚大な被害が予想される場合は、下刈り・除伐・間伐等に付帯する施設として実施できるものとする。</p> <p>(15) 付帯施設等整備（荒廃竹林整備） 周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、(1)、(2)又は(4)から(10)のいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が一体的に実施する施業に係る事業量を超えないものとする。</p> <p>(16) 森林作業道（森林作業道とは主に高性能林業機械等の林業用機械が通行可能な簡易な施設をいう。以下「森林作業道」という。）の開設及び改良 (1)から(13)の事業を行うために必要な森林作業道は、高知県森林作業道作設指針に定めるものとする。 [省略]</p>

2 補助事業の採択要件

[省略]

(1) 人工造林について

天然林を伐採して行う人工造林については、森林の持つ多様な機能の維持増進を図ることを目的として、当面の間、補助対象としない。ただし、放置竹林を特殊地存えにより整備した箇所又は侵入竹林を伐採した跡地における拡大造林については、補助対象とする。

(2)～(3) [省略]

(4) 付帯施設（鳥獣害防止施設等）

ア 植栽の付帯施設として設置する場合

植栽とセットで森林環境保全整備事業計画等に計画されている場合であって、近隣の森林において鹿等の食害が発生又は食害の被害が予想される場合に実施すること。また、原則、植栽の補助申請と同時に手続きを行うこと。ただし、特定機能回復事業の被害森林整備として鳥獣害防止施設等の施設改良（復旧を含む）を行う場合はこの限りではない。

イ [省略]

(5)～(6) [省略]

(7) 森林保全再生整備について

ア [省略]

イ 野生鳥獣の食害等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。

ウ [省略]

3 [省略]

(附則)

[省略]

この実施基準は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度事業から適用する。ただし、国の令和7年度事業については、従前の例によるものとする。

2 補助事業の採択要件

[省略]

(1) 人工造林について

天然林を伐採して行う人工造林については、森林の持つ多様な機能の維持増進を図ることを目的として、当面の間、補助対象としない。

(2)～(3) [省略]

(4) 付帯施設（鳥獣害防止施設等）

ア 植栽の付帯施設として設置する場合

植栽とセットで森林環境保全整備事業計画等に計画されている場合であって、近隣の森林において鹿等の食害が発生又は食害の被害が予想される場合に実施すること。また、原則、植栽の補助申請と同時に手続きを行うこと。

イ [省略]

(5)～(6) [省略]

(7) 森林保全再生整備について

ア [省略]

イ 野生鳥獣の食害等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、保害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。

ウ [省略]

3 [省略]

(附則)

[省略]

[新設]

(別 紙)

(1) 人工造林・樹下植栽等 実施基準

1 [省略]

2 事業区分

① 地拵え

[省略]

② 植栽本数

下記のとおりとする。ただし、スギ又はヒノキの植栽に含むことのできる経費は、1ha当たり2,750本以下の本数による植栽によるものとする。ただし、保安林の指定施業要件において、植栽本数の指定がある場合はこの限りではない。また、コンテナ苗を使用する場合、原則、1ha当たり2,000本以下の植栽によるものとする。

ア～ク [省略]

(注) スギ又はヒノキを植栽する場合、クは保安林等において1ha当たり2,751本以上の指定施業要件がある場合に限り適用できる。

3 [省略]

(2) [省略]

(別 紙)

(1) 人工造林・樹下植栽等 実施基準

1 [省略]

2 事業区分

① 地拵え

[省略]

② 植栽本数

下記のとおりとする。ただし、スギ又はヒノキの植栽に含むことのできる経費は、1ha当たり2,750本以下の本数による植栽によるものとする。なお、保安林の指定施業要件において、植栽本数の指定がある場合はこの限りではない。なお、令和7年度第1- 四半期（後期）で補助金の交付申請を行う事業については、従前の植栽本数を適用する。

ア～ク [省略]

[新設]

3 [省略]

(2) [省略]

(3) 下刈実施基準

1 事業内容

[省略]

① 全刈

ア [省略]

イ 造林木等に巻きついているつる類は、これを切り離し、造林木等の成育に支障のない箇所に取除くものとし、アと同時に施工するものとする。

② 筋刈

ア [省略]

イ 造林木等に巻きついているつる類は、これを切り離し、列間に低く片付けておくものとし、アと同時に施工するものとする。

なお、この場合、雑草及び木竹類の繁茂が著しくて、刈払物を列間に置いては造林木等の成育を阻害するおそれのある場合は、その成育に支障のない箇所に取除くものとする。

2～3 [省略]

(4)～(5) [省略]

(3) 下刈実施基準

1 事業内容

[省略]

① 全刈

ア [省略]

イ 造林木等に巻きついているつる類は、これを切り離し、造林木等の成育に支障のない箇所に取除くものとする。

② 筋刈

ア [省略]

イ 造林木等に巻きついているつる類は、これを切り離し、列間に低く片付けておくものとする。

なお、この場合、雑草及び木竹類の繁茂が著しくて、刈払物を列間に置いては造林木等の成育を阻害するおそれのある場合は、その成育に支障のない箇所に取除くものとする。

2～3 [省略]

(4)～(5) [省略]

(6) 除伐保育間伐・間伐実施基準

- 1 [省略]
- 2 事業区分
下記のとおりとする。

ア～エ [省略]

オ 間伐
[省略]

(ア) 間伐1

搬出材積が1ha当たり10m3未満であるもの。ただし、下記(イ)から(ケ)のいずれかの区分による間伐と一体的に行う場合で、施業地全体での搬出材積の合計が1ha当たり10m3を超える場合に限り適用できるものとする。

(イ)～(ケ) [省略]

カ [省略]

3～4 [省略]

(7) 更新伐実施基準

1 [省略]

2 事業区分

[省略]

(ア) 更新伐1

搬出材積が1ha当たり10m3未満であるもの。ただし、下記(イ)から(ケ)のいずれかの区分による間伐と一体的に行う場合で、施業地全体での搬出材積の合計が1ha当たり10m3を超える場合に限り適用できるものとする。

(イ)～(ケ) [省略]

3～5 [省略]

(6) 除伐保育間伐・間伐実施基準

1 [省略]

2 事業区分

下記のとおりとする。ただし、令和7年度第1- 四半期(後期)で補助金の交付申請を行う事業については、従前の区分を適用する。

ア～エ [省略]

オ 間伐
[省略]

(ア) 間伐1

搬出材積が1ha当たり10m3未満であるもの。

(イ)～(ケ) [省略]

カ [省略]

3～4 [省略]

(7) 更新伐実施基準

1 [省略]

2 事業区分

① 更新伐

[省略]

(ア) 更新伐1

搬出材積が1ha当たり10m3未満であるもの。

(イ)～(ケ) [省略]

3～5 [省略]

(8) 一貫作業実施基準

1 [省略]

2 事業区分

①～② [省略]

③ 植栽本数

ア～ク [省略]

(注) オからクは、スギ又はヒノキを除く樹種に限り適用できる。

3～4 [省略]

(9) ～ (10) [省略]

(別添1) [省略]

(8) 一貫作業

1 [省略]

2 事業区分

①～② [省略]

③ 植栽本数

ア～ク [省略]

3～4 [省略]

(9) ～ (10) [省略]

(別添1) [省略]